

# 知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

## <2015年6月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
韓国弁理士 金 成鎬

6月には、韓国の知的財産権の保護や活用に向けた政策の失敗を示す記事を紹介する。一つ目は、韓国の特許出願件数は多いもののまだ知的財産権の保護の水準ははるかに低いことを示す報告書に関する記事で、二つ目は、韓国政府が育てようとしているNPEの失敗例と批判に関する記事である。

5日付の韓国日報によると、韓国の特許出願件数が世界で4番目に多いが、特許権の保護レベルは大幅に落ちることが明らかになった。一言で言えば、苦勞して確保した特許を満足に守りきれていないという意味である。4日、関連業界によると、昨年韓国国内特許出願件数は合計21万件、2年連続世界4位の座を守っている。韓国よりも順位が高いのは、知識財産強国に数えられる米国と日本、欧州連合(EU)だけである。韓国は、昨年の商標出願も15万件で世界7位、意匠出願は6万5,000件で世界3位にそれぞれ上がった。しかし、特許権の保護レベルは大幅に落ちる。世界経済フォーラム(WEF)によると、2013年に世界48位だった韓国の知的財産の保護の順位は、昨年68位に急落した。以前も高くなかった順位が1年で20位も落ちた。スイスの国際経営開発院(IMD)も韓国の知的財産の保護のランキングを、2013年40位から昨年41位に一段階下げた。政府が創造経済を強調しながら、特許などの知的財産への関心は高いが、肝心の知的財産権を保護しなければならないという認識は改善されていないという反証である。専門家は、知的財産の価値を高めて創造経済を実現するためには、さらに強力な保護政策とともに一貫性のある競争法の執行が必要であると言う。自律的な競争を活性化する競争法は、発明者が技術革新を通じて特許を受け販売独占権を獲得する

ようにする基本的な土台であるためだ。このような問題は、先月、競争法専門誌GCRが開催した「GCRライブ」でも指摘された。GCRライブは、世界中の様々な地域の特許及び経済専門家と政府関係者が一堂に会して競争法関連の主な懸案を議論して解決法を模索する行事だ。

23日付のファイナンシャルニュースによると、韓国政府は、大学と政府出捐研究機関が保有している特許の事業化を促進するため、特許管理専門会社(NPE)を育成する方針であることが韓国企画財政部と韓国特許庁により明らかになった。まず、今年3～4のNPE創業を支援して市場形態を備えていく方針であり、最大資金支援規模は200億ウォン台で、初期には100億ウォン程度が投入される予定である。韓国政府はまず、今年3～4の特許管理専門会社の創業を支援し、市場の形態を備えていく方針である。現在、韓国国内の特許管理専門会社は、政府主導で作られた2カ所に過ぎないのが実情である。KDB産業銀行は、近いうちに特許管理専門会社を設立する予定で、政府の特許取引市場造成計画に弾みがつく見通しだ。韓国政府は、特許取引所の形態のインフラだけつくり、運営権は民間に任せて取引手数料などを自律的に決定できるようにする方針だ。韓国政府の介入で市場の秩序が歪曲されることを防ぎ、外国企業も特許取引所に自由に参加して特許取引規模を拡大させ、形態も多様化させるためだ。韓国政府は、特許取引所を介して参加企業が多様な特許ポートフォリオを構成することができるものと期待している。韓国政府関係者は、「例えば、自動車のハンドルに関連する国内の競争力のある特許を集めてポートフォリオを作成する場合は、グローバル自

動車企業を相手に交渉力が生じるだろう」と説明した。韓国政府のこのような政策は、研究開発(R&D)分野に対する改革の一環である。これまで大学や公的研究機関が市場親和的ではなく、研究成果物も「休眠特許」として活用できていない状況を打開しようとするものである。

一方、23日付の韓国経済新聞の社説によると、韓国政府が、すでに設立した特許管理専門会社(NPE)のインテレクチュアルディスカバリー(ID)までも低調な収益率などで自らの役割を果たすことができない状況で、またNPEを設立すると乗り出している。IDは、韓国政府が海外のпатент・トロールに対応するとし、官民合同で設立された最初の韓国型特許管理専門会社である。言葉だけ官民合同であり、実際は韓国政府が主導したも同然だ。2011年

から年間315億ウォンに達する政府出資事業費が投入された。しかし、収入どころか、毎年赤字状態から抜け出せない。特許買取量が増えているというが、海外патент・トロールにろくに対応できないなど、アイデンティティーも曖昧である。しまいには、今からでも政府の持分を除いて完全民営モデルで行かなければならないという要求が殺到するほどだ。直ちに韓国政府が設立したIDを構造調整しても足りない状況なのに、さらにいくつかの特許管理専門会社をまたサポート、設立すると乗り出したのだ。こうなると、特許管理専門市場はことごとく政府主導の会社で満たされることになる。果たしてグローバル競争力が出てくるだろうか。すでに世界の特許管理専門会社が2,700以上に達し、ビジネスモデルも細分化・専門化している米国に太刀打ちできる術がない。

#### 《訴訟関係》

- ▲9日、韓国特許庁によると、今年第1四半期の国際特許訴訟の動向を分析した結果、NPE関連の訴訟件数は1,114件と示され、これは昨年同期間の747件から49.1%増えた。また、NPEに韓国企業が訴えられた件数は、昨年の38件から今年は45件と18.4%増加した。(10日 電子)
- ▲LG電子とノキアがスマートフォンの特許ライセンス契約を締結したと16日明らかにした。数万件の特許を保有しているノキアは、патент・トロールではないと公然と強調してきたが、スマートフォン市場で依然として影響力を行使しているということが、今回の契約で露見したと評価された。(18日 電子)
- ▲韓国特許庁が、2014年10月から2015年4月までの、1万2,000社の輸出企業を相手にした調査と知財権紛争を経験した101社の企業との細部実態調査を行った結果、101社の企業が経験した合計235件の知財権紛争の中で86件が中国で発生したことが集計された。(24日 ソ経)

#### 《立法》

- ▲韓国特許庁は、出願人の申請で出した書類を返してもらえる「出願書類等の返還申請に関する告示」を7月1日から施行すると17日明らかにした。(17日 ア経)

#### 《行政》

- ▲中小企業庁は3日、韓国型の強小企業育成事業である「ワールドクラス300」に選定された企業(153社)が、昨年特許270件を出願したと明らかにした。(4日 韓経)
- ▲韓国大法院の法院行政処が4日、「知識財産権(IP)ハブコート推進委員会」を発足し、初会議を開催した。この委員会は、韓国のIP裁判の国際化を推進するために、どのような法制度的・物的・人的基盤などを設けなければならないのか議論するために構成され、来る10月までIPハブコート推進戦略を議論する計画。(5日 韓経)
- ▲6月5日、韓国の文化体育観光部によると、韓国・中国の両国政府は、著作権関連の多数の条項を含

む韓中FTA協定文に6月1日に正式に署名し、国会の批准などの発効手続だけを残している。ここには、世界貿易機関(WTO)加盟国であれば誰でも守らなければならない多国間の著作権規範である「TRIPS」の保護レベルより強い規定が7つも含まれた。これは、昨年、中国とFTAを発効したスイス(1件)、アイスランド(0件)よりもはるかに多い。(5日 毎経)

- ▲6月8日、韓国特許庁と業界によると、最近中国で、商標を不当に先占される「冒認出願」による中小企業の被害事例が増加している。中国現地業者が商標権をあらかじめ先占して出願した場合、被害をこうむっても対応が不可能な上に、韓国企業がむしろ加害者として追い込まれる悔しい被害をこうむることもあり、中国進出の際にあらかじめ商標権、実用新案権などを登録しておくことが急務という指摘。(9日 電子)
- ▲韓・中自由貿易協定(FTA)の発効を控えて、最近、韓国に対する中国の商標出願が急増していることが、10日、明らかになった。韓国特許庁によると、最近5年間の中国の韓国に対する商標出願件数は、2010年の1,246件から2011年の1,680件、2012年の1,761件、2013年の2,347件、2014年の2,622件と急激に増加している。(11日 ファ)
- ▲韓国特許庁は、日本、ヨーロッパ、メキシコ、フィリピンなどの知識財産データ4種を含む合計10種の海外知識財産データを民間に開放すると15日明らかにした。(16日 デジ)
- ▲16日、韓国特許庁傘下の知識財産保護協会によると、去る2009年に始まった「知的財産訴訟保険」が施行されて6年間、合計266の中小中堅企業を支援してきており、年間の平均支援金額は、企業当たり1,800万ウォン程度と集計された。(17日 電子)
- ▲22日、韓国政府は、大学と政府出捐研究機関が保有している特許の事業化を促進するため、特許管理専門会社(NPE)を育成する方針であることが韓国企画財政部と韓国特許庁により明らかになった。まず、今年3~4のNPE創業を支援して市場形態を備えていく方針であり、最大資金支援規模は200億ウォン台で、初期には100億ウォン程度が投入される予定である。(23日 ファ)
- ▲(社説)韓国政府が、すでに設立した特許管理専門会社(NPE)のインテリクチュアルディスカバリーまでも低調な収益率などで自らの役割を果たすことができない状況で、またNPEを設立すると乗り出している。(23日 韓経)

#### 〈その他〉

- ▲米国特許庁(USPTO)が公開した6月2日基準の今年の特許取得件数によると、サムスン電子が今まで2,589個の特許を取得し、一日平均17個の特許を取得している。これはIBMの3,192件に続いて2位を記録。(4日 へ経)
- ▲韓国の特許出願件数は昨年合計21万件余りで2年連続世界4位を記録したが、世界経済フォーラム(WEF)によると、知識財産保護水準は2013年の48位から昨年68位に急落するなど、非常に低い水準であることが分かった。(5日 韓国)
- ▲6月8日、韓国金融委員長によると、技術金融の規模が現在の26兆ウォンから2018年には100兆ウォンまで増え、新生の中小企業と優秀な技術を保有した企業を対象とした信用貸付方式が主をなす見通しである。(9日 毎経)
- ▲サムスンは7日、サムスン電子、サムスンディスプレイ、サムスンSDI、サムスン電機が保有している特許を、大邱・慶北創造経済革新センターを通じて、中小・ベンチャー企業と個人起業家に開放すると明らかにした。開放対象は、モバイル機器・ディスプレイ・通信・半導体・エネルギー分野の特許、総数3万8,000件で、この中で3,400件は無償で提供される。(9日 朝ビ)
- ▲LG電子によると、職員らのアイデアをスマートフォン開発に積極的に活用するために、開発者でありながら利用者でもある職員らのアイデアで製品の競争力を引き上げるという戦略として、今ま

でに進められた4度の社内公募展に1,500名以上が参与し、90件以上の新製品が製作され、このうち25件は特許出願された。(110日 韓国)

▲6月11日、サムスン電子は、公式ブログである「サムスントゥモロー」に載せた、台湾特許庁が去る4月に発表した「2014通信事業特許トレンドと特許訴訟分析研究結果報告書」の要約部分によると、サムスン電子はLTE・LTE-A関連の標準必須特許3,600件のうち17%を保有し、全35企業のうち1位を記録した。(11日 エ経)

▲18日、米国経済専門誌のフォーブスが分析した結果によると、1990年代から昨年まで、サムスンとアップル、グーグル、テスラ、ウーバーの特許を分析した結果、同期間にサムスンが全世界に登録した自動車関連の特許は3,094個であり、最も多いことが分かった。(23日 ア経)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞：東亞日報(東亞日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子：電子新聞(電子新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、イー：イートゥデイ(イートゥデイ社)、へ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、エ経：エネルギー経済(エネルギー経済社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社)



開廷日	担当部	事件番号	事件名	事件進捗状況	原告(提起人)	被告(相手側)
1.29	2部	平成26年(ネ)第10112号	特許専用実施権侵害行為差止等請求控訴	第1回弁論	(有)ホール・ワークス	(株)スリーストーン
〃	2部	平成26年(ネ)第10083号	職務発明対価請求控訴	弁論	X	(株)リコー
〃	2部	平成26年(ネ)第10101号	職務発明対価請求控訴	弁論	X	(株)リコー
〃	2部	平成26年(ネ)第10095号	不正競争行為差止等請求控訴	判決言渡	X	Y 外
〃	2部	平成26年(ネ)第10122号	特許権侵害差止等請求控訴	第1回弁論	J X日鉱日石金属(株)	三菱電機メテックス(株)
〃	2部	平成26年(行ケ)第10144号	商標登録取消決定取消	判決言渡	(株)キムラメド	特許庁長官、クロス・メディカルサービス(株)
〃	2部	平成26年(行ケ)第10185号	審決取消(商標)	判決言渡	(株)しあわせ牛	特許庁長官
〃	2部	平成26年(行ケ)第10193号	審決取消(商標)	判決言渡	(株)ジェフグルメカード	特許庁長官
〃	2部	平成25年(行ケ)第10311号	審決取消(特許)	第1回弁論	大鵬薬品工業(株)	アイティキャンサーインコーポレイテッド
〃	4部	平成25年(行ケ)第10294号	審決取消(商標)	判決言渡	ジャス ワールドワイド エス アー エール エル	日本航空(株)